

# 観光シーズン到来 葦崎の魅力を全国発信！



「新府桃の花見会」での写生大会の様子

## 山梨デスティネーション キャンペーンが始まります

4～6月にかけて、JRグループと地方公共団体、地元観光関係事業者が一体となり「山梨デスティネーションキャンペーン」が展開されます。

このキャンペーンは、特定の地域（デスティネーション）を対象に、JRグループの駅や、インターネット、テレビ、ラジオ、新聞、旅行雑誌などをとおし「週末は山梨にいます。」を合言葉に、全国に山梨の魅力を伝えていくものです。

葦崎市でも、キャンペーン期間中は観光シーズンを迎えることから、積極的に情報発信をしていく予定です。

4月1日～6月30日の3か月間、山梨県はJRグループと連携して「週末は山梨にいます。」をキャッチフレーズに大々的な観光宣伝事業を実施します。

期間中は全国にテレビCMが放送され、メディアも積極的に山梨の旅をテーマとした番組を組む予定です。

県では「すこやか人の週末」・「みとれ人の週末」・「まなび人の週末」・「あじわい人の週末」の

やされ人の週末」と銘打ち、県内全てを網羅する観光モデルコースを作るほか、県内のあらゆる所で様々なイベントを催す予定です。



国の重要文化財「武田八幡宮」

**武田氏の史跡、自然環境など  
観光資源に恵まれた韮崎市**



鳳凰三山「地藏ヶ岳のオバリスク」

韮崎市は、「武田八幡宮」・「新府城跡」・「願成寺」を始めとした甲斐武田家ゆかりの史跡や、「ブドウ」・「桃」・「リンゴ」・「サクランボ」など果物が豊富な穂坂果実郷や新府桃源郷、「南アルプス鳳凰三山」をはじめ「レンゲツツジの甘利山」、「日本百名山」の著者深田久弥氏終焉の山「茅ヶ岳」などの山岳資源、その他にも「わに塚の桜」、「平和観音」などのすばらしい観光資源に恵まれています。

みなさんは、市内の名所・旧跡で行ったことのない場所  
はありませんか？  
もし、行ったことのない名所・旧跡などがあれば、このキャンペーンをきっかけに、1度足を運んでみてください。何か新しい発見があるかも知れませんよ。

**キャンペーン期間中  
韮崎は絶好の観光シーズン**

韮崎市は、キャンペーンが始まる4月には「新府桃源郷の桃の花」や「わに塚のさくら」など春の花が咲き乱れ、6月には「甘利山のレンゲツツジ」が見頃となるなど、絶好の観光シーズンを迎えます。

この機会に全国から多くの観光客に韮崎市を訪れてもらうため、市ではホームページなどを通じて積極的に情報発信をしていく予定です。

また、市内のタクシ―会社では、観光客に楽しんでもらえるよう、期間中の利用者に色々な特典がつくサービスを行うなど官民一体となった準備が進められています。



甘利山のレンゲツツジ越しに富士を望む

**韮崎の魅力  
全国にPRするために**

キャンペーンの期間中、全国から訪れる観光客のみなさんに満足してもらい、「また山梨に来たい」、「また韮崎に来たい」と思ってもらえるよう、温かい「おもてなしの心」を持ち、観光客のみなさんに接してください。

地元の人たちしか知らないちょっとした知識や、おもてなしが訪れた人の心を癒し、韮崎市のイメージアップにつながるだけでなく、何よりの思い出となるはずです。

**お問い合わせ**

商工観光課観光担当

(内線229・230)

**おらが地域の優れモノ!**

**韮崎百選**

みなさんから募集した韮崎市の名所を選ぶ「韮崎百選」が選定されました。この「韮崎百選」を順次、広報で紹介していきます。

**“わに塚のさくら”**

近年、CMや広告ポスターなどで、全国的に有名になってきた「わに塚のさくら」(神山町北宮地、エドヒガンザクラ)。毎年、県内外からたくさんの方が、力強く咲き誇る姿を一目見ようと訪れています。

山梨県内には「わに塚のさくら」よりも樹齢があり、また美しいさくらも多いなか、なぜ「わに塚のさくら」は人気があるのでしょうか？ それは、遮るものが何も無い田園のなかに、樹齢300年余り、根回り3.4mもの巨大な一本さくらが孤高に立っている姿とともに、借景のコントラストが見事なことではないでしょうか。特に、八ヶ岳方面に見える残雪の赤岳を背景とした眺めが美しいと、訪れた方からよく聞かれました。

甲斐武田家の氏神である「武田八幡宮」や、武田信義公が菩提寺とした「願成寺」とならび、今や「わに塚のさくら」は、韮崎市を代表する観光資源の1つとなりました。あなたも「わに塚のさくら」を見に出掛けてみませんか？

**■わに塚(鱧塚・王仁塚)の由来**

甲斐国志に「芝地15間に10間、塚の形神前にかかる鱧口に似たり。後の人に囚りて名付けたるか。古墳なることを知りぬべし」とあります。また土地の口碑によれば「日本武尊(やまとたける)の王子武田王が、諏訪神社の南西、桜の御所で治を行い、薨(こう)じてこの地に祭られ王仁塚と伝う」と。このほかにも諸説はありますが、口伝によるものも多く伝説的な話が多いのも事実です。

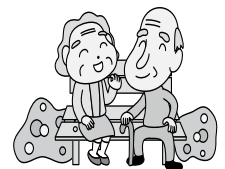




# 健康な生活を支える医療を目指し 「後期高齢者医療制度」がスタートします

医療費が増大していくなか、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすく、安心して医療保険を利用できるよう、75歳以上の方（65歳以上で一定の障害のある方を含む）を対象とした新たな高齢者医療制度「後期高齢者医療制度」が4月から始まります。

高齢者の健康な生活を支える医療を目指した「後期高齢者医療制度」が4月1日よりスタートします。



これにより、高齢者の医療費を安定的に支えるために、現役世代と高齢者の方々が負担能力に応じて公平に保険料を負担することになります。このたび、この制度の保険料や保険事業について、詳細が決定しましたので、お知らせします。

**新しい保険証が3月下旬に郵送されます**

75歳以上（一定の障害がある場合には65歳以上）の方に3月下旬頃「後期高齢者医療被保険者証」が郵送されます。4月1日から医療を受ける際は、お手元に届いた保険証を提示してください。



また、4月中に75歳の誕生日を迎える方で、現在、国民健康保険に加入している方は、「国民健康保険被保険者証」と「後期高齢者医療被保険者証」

の2枚が郵送されます。75歳の誕生日当日から「後期高齢者医療被保険者証」を使用することになりますので、紛失しないよう大切に保管してください。

※保険証は、郵便局の配達記録郵便で届けられます。受け取りの際に印鑑が必要となり、不在の場合には、再配達または、郵便局で受け取る場合がございます。

※不要になった被保険者証の取扱については、加入していた保険者（市役所、または健康保険組合など）にお問い合わせください。

**「後期高齢者医療制度」で受けられる給付について**

後期高齢者に対する医療給付については、これまでの老人保健や国保と同様の給付が受けられます。



詳しくは、お問い合わせください。

このほか、保険料や納付方法などについては、次のページのとおりのとおりです。

## ◇保険料率が決定しました

「後期高齢者医療制度」の保険料率は、【図1】のとおり、おおむね2年間の医療給付費（医療費から自己負担額を除いた額）の1割をまかなえるよう算定します。



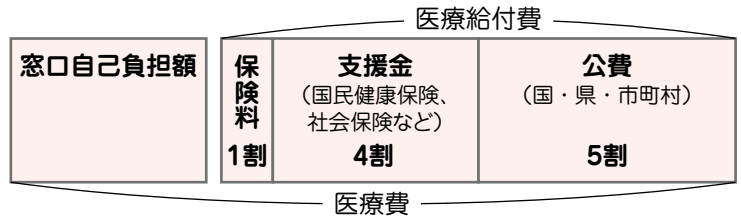
また保険料については、【図2】のとおり、被保険者が等しく負担する均等割額と被保険者の所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。

### ■後期高齢者医療制度の保険料

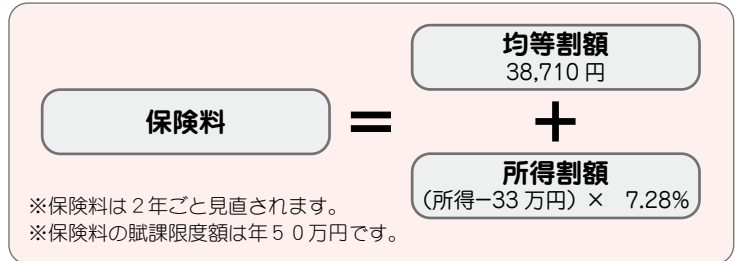
【平成20・21年度の保険料率】

所得割率 7.28 %  
均等割額 38,710 円

【図1】 医療費の財源構成図



【図2】 保険料の計算方法



## ◇保険料の軽減制度について

### ■所得の低い世帯の方

被保険者本人と、世帯主の前年所得を合計した額が基準以下の方に対して、【表1】のとおり均等割額が軽減されます。

※所得の算定で収入が公的年金である場合は、当該年金収入から公的年金控除と高齢者特別控除額（15万円）を控除した額が軽減判定用所得となります。

【表1】 低所得世帯の軽減について

世帯の総所得金額など	軽減割合	軽減後均等割額
33万円	7割軽減	11,613円
(33万円+24.5万円) ×世帯の被保険者数 ※被保険者である世帯主を除く	5割軽減	19,355円
(33万円+35万円) ×世帯の被保険者数	2割軽減	30,968円

### ■「後期高齢者医療制度」加入前日まで、社会保険などの被扶養者である方

「後期高齢者医療制度」に加入する直前まで、社会保険などの被扶養者である方については、「後期高齢者医療制度」の資格を得た日の属する月から2年間保険料の所得割額負担はなく、均等割額が5割軽減されます。

※平成20年4月～平成21年3月までは保険料の負担が凍結されます。これにより、平成20年4月～9月までは保険料の負担はなく、平成20年10月～平成21年3月については保険料が9割軽減されます。



## ◇保険料の納付方法について

保険料の納付方法は、【図3】のとおり受給している年金の額によって、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書などで納める「普通徴収」の2通りとなりますので、ご自身で確認してみてください。



※特別徴収の場合、保険料は介護保険料が天引きされる年金から徴収されます。

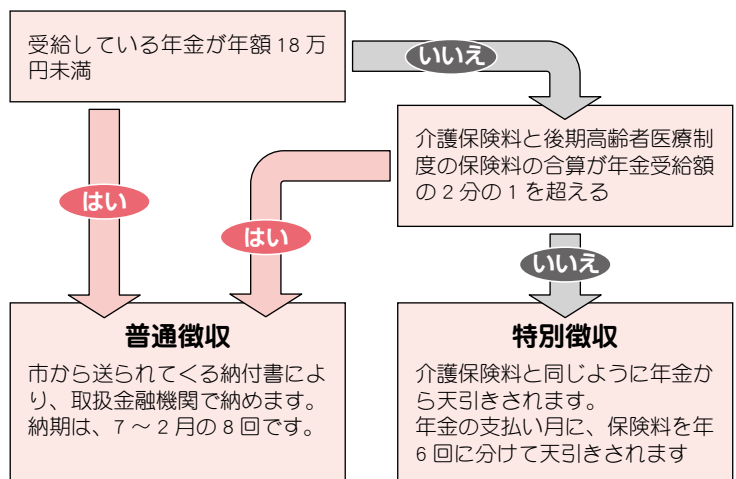
### ■お問い合わせ

◇市民課国保医療担当（内線127～129）

◇山梨県後期高齢者医療広域連合

☎055-236-5671

【図3】 保険料の納付方法





安心して医療を受けるために

# 医療保険制度が改正されます

国民健康保険制度は、地域住民の医療の確保と健康の保持増進、福祉の向上に重要な役割を果たしてきました。  
しかし、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより医療費は増加する一方で、負担能力の低下などにより、国保の財政運営は厳しい状況となっています。  
このため、医療保険制度の安定的な運営を確保するため、4月からは医療保険制度が大幅に改正されます。

**保険証が届いたら必ず確認をお願いします**

現在、みなさんが使用している保険証は、3月31日をもって有効期限切れとなるため、4月1日から使用できる保険証を郵送します。



ただし、4月からは「老人保健制度」が「後期高齢者医療制度」へ、また「退職者医療制度」の対象年齢が65歳未満に変わるなど、医療保険制度が大幅に改正されます。

これに伴い、次の条件に該当する方は特に注意が必要です。保険証が届いた際には、記載事項に間違いがないか確認をお願いします。



◇4月1日時点で、75歳に到達している方

国保の保険証にかわり、4月から新たに始まる「後期高齢者医療制度」の保険証が郵送されます。

◇4月1日以降、平成20年度内に75歳に到達する方

保険証の有効期限は、75歳の誕生日前日までとなります。その後使用する「後期高齢者医療制度」の保険証は後日、別途郵送されます。

◇現在、「退職者医療制度」の対象者で4月1日時点において65歳に到達している方、または65歳に到達している退職者本人の被扶養者

一般の国保の保険証が郵送されます。

◇現在、「退職者医療制度」の対象者で4月1日以降65歳に到達する方

「退職者医療制度」(保険証の右上に「退」と表示)の保険証が郵送されます。

退職本人の保険証には「退職者医療制度」の対象期限日

が記載されています。また、退職扶養の方で退職本人の方が先に65歳に到達する場合は、退職本人と同じ対象期限日が記載されています。しかし、いずれの場合も期限日以降は一般の保険証として、そのまま使用できません。

※お手元に保険証が届いた際、間違いや異動があったときには、ご連絡ください。ご自分で訂正した場合、保険証が無効となってしまうので、ご注意ください。

市外への転出や、社会保険に加入した際は必ず届出を

市外へ転出したり、会社の健康保険に加入した場合は、忘れずに国保の保険証を返還し、脱退手続きを行ってください。

そのまま放っておくと、国保税が課税されてしまいます。

※3月31日現在、社会保険に加入し、老人保健の該当となっている方の被扶養者は、国保への加入手続きが必要となります。

住所が就学地にある学生への保険証交付について

在学中で、住所が就学地にある学生の場合、4月1日以降の在学証明書を携参し、手続きを行ってください。



※卒業や退学をしたときには、速やかに保険証を返却してください。

自分のため、みんなのために保険税は納期限内納付を!

保険税はみなさんの医療費にあてられる貴重な財源です。保険税は自分のため、みなさんのために、必ず納めなければなりません。特別な事情もなく滞納が続くと、次のような措置がとられます。

①納期限が過ぎると、督促が行われます。

※納付が遅れると、延滞金などが徴収される場合がありますので、速やかな納付をお願いします。

②さらに滞納が続くと、有効期限の短い「短期被保険者証」が交付されます。

③納期限から1年間を過ぎると保険証を返却してもらい、医療費が一旦全額自己負担となる「資格証明書」が交付されます。

④納期限から1年6か月を過ぎると、国保の給付が全部または一部が差し止めになります。

ります。 ※このほか、財産の差し押さえなどの滞納処分が行われることがあります。納付が困難なときは早めにご相談ください。

上の世帯主(国保に加入していない世帯主を除く) 国保の保険税と介護保険料を合算した額が、年金給付額の半分未満の方

保険税の納付が特別徴収(年金天引き)に

次の条件を全て満たす方は、保険税の納付が、原則、特別徴収となります。

◇国保加入者が65歳以上のみの世帯  
◇年金給付額が年額18万円以下

※条件に該当しない方は、納付書、または口座振替による納付となります。  
※特別徴収対象者には4月中旬旬までに、「国民健康保険税特別徴収仮徴収のお知らせ」を送付します。  
■お問い合わせ  
市民課国保医療担当  
(内線1275129)

子ども・ひとり親家庭・重度心身障害者医療費 窓口無料化に!

4月より、「韮崎市子ども医療費助成制度」・「ひとり親家庭医療費助成制度」・「重度心身障害者医療費助成制度」において、原則、医療機関での窓口負担が無料化されます。

ただし、国保組合加入者(一部を除く)など、窓口無料化が適用できない場合や、高額療養費の対象となる場合などがあるため、新制度では対象者が加入している医療保険(保険証)の加入状況について、随時申告していただく必要があります。既に、申告が必要な方には確認書類を送付しましたが、書類提出後も加入医療保険などに変更があった際には届出をお願いします。

詳細は、広報や市ホームページなどでお知らせします。



■お問い合わせ  
市民課国保医療担当 (内線127~129)